


## 6月の子育て支援事業



日程	時間	事業名	内容	対象	場所	予約	担当
6/14・17・21・ 24・28・30・ 7/5・8	9:00-12:00	あそび場	スキンシップ・スト レッチなどの遊び	発達がゆっくり のお子さんと 保護者さん	ほっとくらぶ	不要	ほっとくらぶ (377-3522)
6/15(水)	10:00-12:00	ほっとする 親の会	茶話会	発達がゆっくり のお子さんと 保護者さん	ほっとくらぶ	不要	
7/1(金)	9:00-12:00						
6/13・20・27 7/4(月)	10:00-12:00	親子で遊ぼう	自由遊びなど	未就園児	児童館	不要	カンガルーあさひ (377-5999)
7/7(木)	10:00-12:00	親子ふれあい事業	集団遊びなど	未就園児	児童館	要予約	社会福祉協議会
6/19(日)	10:00-15:00	朝日こども 将棋教室	将棋遊び	小学1年生 から6年生	保健福祉 センター		
6/11・25・ 7/9(土)	15:00-15:30	おはなし会	絵本の読み聞かせなど	お話を聞きたい 方はどなたでも	あさひ ライブラリー	不要	教育文化施設 (377-6111)

\*最終ページに町民福祉課子育て支援室の子育て事業を掲載していますので、ご覧ください。

\*お問い合わせは、各担当者にご連絡ください。



# 平成23年度の 児童扶養手当額・ 特別児童扶養手当額 等のお知らせ

児童扶養手当額・特別児童扶養手当額等については、「自動働働スライド制」が採られており、改定額は政令で定めることとされています。

このことから、平成23年4月以降の月分の手当額が次のとおりとなります。

### 児童扶養手当額

区分	手当月額(児童1人のとき)
全部支給の方	41,550円
一部支給の方	所得に応じて41,540円~9,810円までの10円刻みの額

※ 児童が2人の場合は、上記金額に**5,000円**の加算、3人以上はさらに**3,000円**ずつ加算されます。

#### 【一部支給の手当額の計算方法】

$$\text{手当額} = 41,540円 - (A - B) \times 0.0183410 \quad (10円未満を四捨五入)$$

A: 受給者の所得 B: 全部支給の所得制限限度額

### 特別児童扶養手当額

障がいの等級	1 級	2 級
児童一人につき月額	50,550円	33,670円

問い合わせ先 町民福祉課子育て支援室 377-5652